

定期監査(財務監査)・行政監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

| 対象とする部等 | 対象とする課等 | |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 1 東 区 役 所 | 区 振 興 課 | 区 民 生 活 課 |
| | 社 会 福 祉 課 | 長 寿 保 険 課 |
| | 健 康 づ くり 課 | — |
| 2 北 区 役 所 | 区 振 興 課 | 区 民 生 活 課 |
| | ま ち づ くり 推 進 課 | 社 会 福 祉 課 |
| | 長 寿 保 険 課 | 健 康 づ くり 課 |
| | 引 佐 協 働 セ ン タ ー | 三 ヶ 日 協 働 セ ン タ ー |
| 3 浜 北 区 役 所 | 区 振 興 課 | 区 民 生 活 課 |
| | ま ち づ くり 推 進 課 | 社 会 福 祉 課 |
| | 長 寿 保 険 課 | 健 康 づ くり 課 |

第2 監査の期間

平成29年3月6日から同年5月17日まで

第3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、主として平成28年度執行の事務事業が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 東区役所

財務に係る事務の執行として収入事務、補助金等交付事務、業務委託契約事務、各種団体事務、行政財産の目的外使用許可事務及び物品管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

2 北区役所

財務に係る事務の執行として収入事務、補助金等交付事務、業務委託契約事務、各種団体事務、行政財産の目的外使用許可事務及び物品管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

3 浜北区役所

財務に係る事務の執行として収入事務、補助金等交付事務、業務委託契約事務、各種団体事務、行政財産の目的外使用許可事務及び物品管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

第5 定期監査等の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

浜北区役所

まちづくり推進課

浜北産業祭について、団体の契約・会計事務を職員が行っているが、平成27年度の事務において、業務委託契約書を作成していなかったり、予定価格を超えて契約・支出していた事例が認められた。また、浜北産業祭に限らず、その他の団体の会計事務においても、規約等が適切に整備されていなかったり、職員による立替払を行っていたりするなど、団体事務における取扱ルールが遵守されていない状況が散見された。

このような不適切な事務処理は、団体事務における取扱ルールについて、職員への周知徹底が図られず、十分理解されないまま前例踏襲により事務が行われていることに起因している。

今後は、団体事務においても、市民の税金が充当されているということを念頭において、公金に準じた適正な事務処理の徹底を図られたい。